

今後の障害福祉施策のゆくえ

—「障害者総合支援法」をめぐって—

全日本手をつなぐ育成会
顧問 大久保 常明

1. 現行の障害者制度改革

(1) これまでの障害者制度改革の推進体制

障がい者制度改革推進本部（平成21年12月8日設置）
すべての国務大臣で構成
本部長 内閣総理大臣

障がい者制度改革推進会議（平成21年12月15日設置）
構成員25名（オブザーバー1名含む）中14名が障害者
団体
* 担当大臣は内閣府特命担当大臣（推進本部副本部長）

総合福祉部会
（平成22年4月12日設置）
障害当事者、事業者、学識
経験者による55名で構成

差別禁止部会
（平成22年11月1日設置）
学識経験者、障害当事者
等による20名で構成

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により内閣府に設置。
- 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置付け、
 - ・ 改革推進に関する総合調整
 - ・ 改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進等を行う。

本部長決定により設置。
障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見

必要に応じ、施策分野別に部会を開催

(2) 「障害者権利条約」の概観

一般原則

障害者の尊厳、自律及び尊重、非差別(無差別)、社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン、差異の尊重並びに人間の多様性としての障害のある人の受容、機会の平等(均等)、アクセシビリティ、障害のある子どもの発達する能力の尊重及びそのアイデンティティを保持する権利の尊重

一般的義務

障害に基づくいかなる差別(合理的配慮の否定を含む。)をなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保、促進すること

障害者の権利実現のための措置

身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権について締結国がとるべき措置を規定。社会権的規定については漸進的に達成することを許容

重要なキーワード

- 「他の者との平等」⇒一般市民・地域住民と同様の水準
- 「障害」⇒社会における態度及び環境による障壁との相互作用)
- 「直接差別」、「間接差別」、「合理的配慮」
- 「法的能力」⇒支援を受けた自己決定
- 「参加」、「インクルージョン」⇒地域であたりまえに暮らす
- 言語としての「手話」

条約の実効性を高めるための工夫

国連における障害者団体を中心とした「障害者権利委員会」(モニタリング機関)の設置、定期的な「締結国会議」の開催、締結国の国内にモニタリング機関(実施状況の監視等)の設置

—「障害者権利条約」の条文例—

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十六条 ハビリテーション(適応のための技術の習得)及びリハビリテーション

- 1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面に完全に包容され、及び参加することを達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。
 - (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
 - (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものとし、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。
- 2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。
- 3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

(3) 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について【概要】平成22年6月29日閣議決定)

<目的・基本的考え方>

障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

<工程表>

平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) → 8月までの施行

(4) 障害者基本法の改正

ー改正障害者基本法の概要ー（平成23年7月29日成立、同年8月5日公布）（抜粋）

【総則関係】（公布日施行）

1) 目的規定の見直し（第1条関係）

- ・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し（第2条関係）

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等（第3条関係）

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図ること。

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

【基本的施策関係】(公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策
- ・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

- ・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

【障害者政策委員会等】(公布日から1年以内に施行)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
- ・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告(地方)審議会その他の合議制の機関(第36条関係)
- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

2. 障害者総合福祉法骨格提言（平成23年8月30日・総合福祉部会）の概要

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

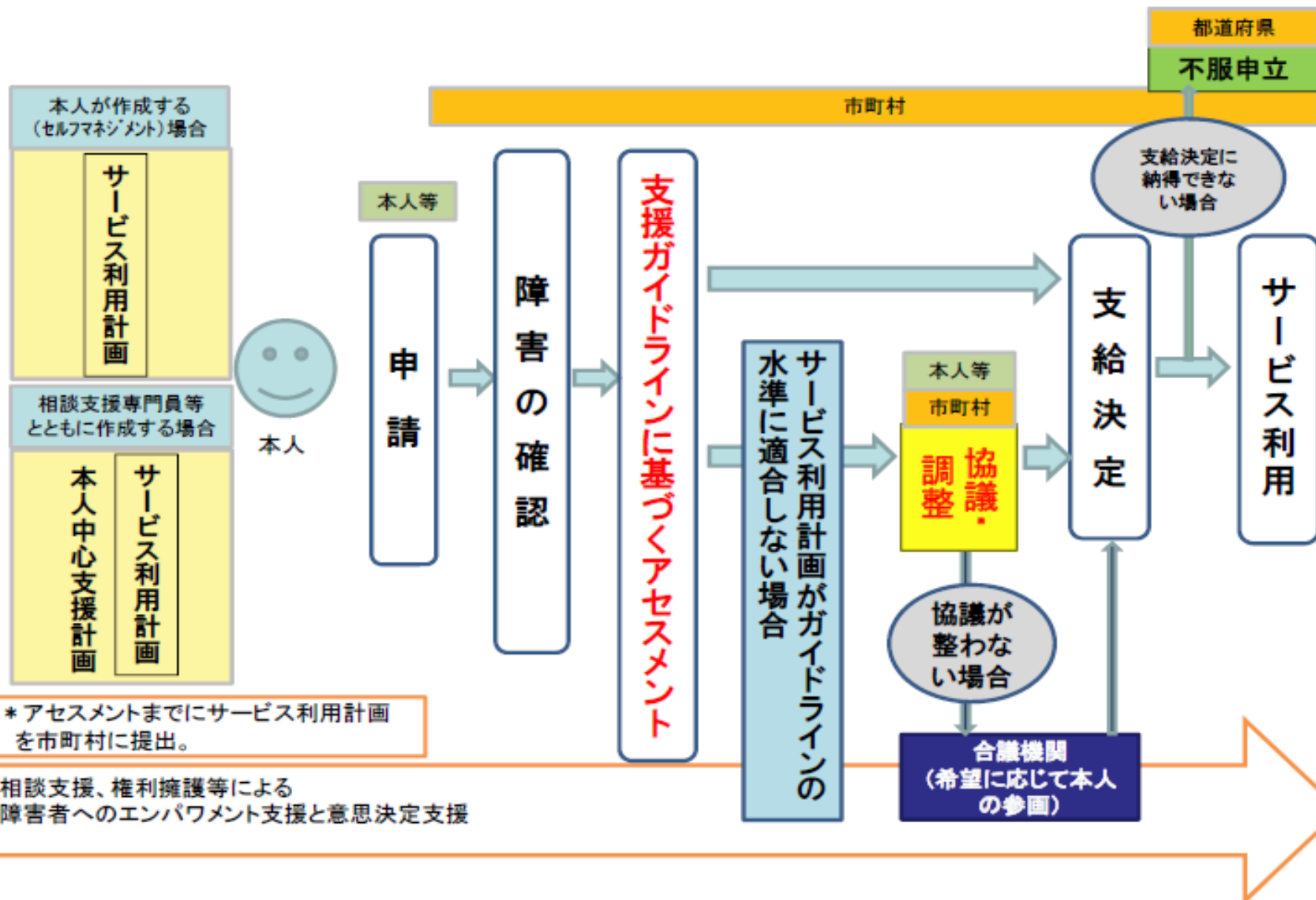
2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定の仕組み①



* アセスメントまでにサービス利用計画を市町村に提出。

相談支援、権利擁護等による障害者へのエンパワメント支援と意思決定支援

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

障害者自立支援法のサービス体系

介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプ ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援 ・児童デイサービス ・ショートステイ ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・ケアホーム
訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・グループホーム
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・地域活動 支援センター ・福祉ホーム ・日中一時支援

障害者総合福祉法における支援体系

全国共通の仕組みで提供される支援

- 1、就労支援
(障害者就労センター等の創設、モデル事業の実施検証を経て見直し)
- 2、日中活動等支援
(デイアクティビティセンターの創設、ショートステイ、日中一時支援等)
- 3、居住支援
(GH・CHの一本化と機能整理等)
- 4、施設入所支援
(セーフティネット機能等の明確化を行い、地域基盤整備10か年戦略終了時に検証)
- 5、個別生活支援
(パーソナルアシスタンスの創設、居宅介護【身体介護、家事援助】、移動介護【移動支援、行動援護、同行援護】)
- 6、コミュニケーション支援及び
ガイドコミュニケータ支援
- 7、補装具・日常生活用具
- 8、相談支援
- 9、権利擁護

地域の実情に応じて提供される支援

市町村独自支援

- ・福祉ホーム
- ・居住サポート
- ・その他(支給決定プロセスを経ずに柔軟に利用できる支援等)

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

Ⅱ. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題
 - ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。
2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題
 - ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
 - ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。
3. 障害者総合福祉法の円滑な実施
 - ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。
4. 財政のあり方
 - ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
 - ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
 - ・財政の地域間格差の是正を図る。
 - ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
 - ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
 - ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
 - ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

3. 「障害者総合支援法案」の動き

(1)「障害者総合福祉法」骨格提言への政府・厚労省の基本的姿勢

○ 障害者施策の検討状況について

障害者制度改革については、平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言が、様々な意見が数多く出される中取りまとめられた。提言の内容は、障害当事者の方々の思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めている。

法案については、昨年10月から民主党厚生労働部門障がい者WT(ワーキングチーム)で議論がなされてきており、2月17日には、WTに示した厚生労働省案に対する意見が取りまとめられた。

障害者自立支援法によりサービスの利用者の増加に伴い予算は着実に増え、サービス基盤の整備も進んでいるが、今回の法案により、障害者の定義に難病の方々を含めるほか、ケアホームをグループホームへ統合、さらには障害者基本法の改正を踏まえ目的・理念や法律の名称を見直すなど、見直すべきところは見直していくこととしている。

厚生労働省としては、障がい者WTの意見なども踏まえながら、今国会への法案提出に向けて、検討作業を進めていくこととしている。

(平成24年2月20日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

(2)「障害者総合支援法案」への国会の対応

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(障害者総合支援法案)と修正案(衆議院可決・平成24年4月26日)の概要

政府案

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)とするものとする。 (題名関係)

二 目的

この法律の目的の実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとする旨を明記すること。(第一条関係)

修正案

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(修正なし)

(修正なし)

政府案

三 基本理念

この法律の基本理念を、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないこととするものとする。（第一条の二関係）

修正案

（修正なし）

政府案

四 障害者の範囲

この法律に規定する「障害者」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものを加えるものとする。こと。(第四条関係)

五 重度訪問介護の対象拡大

障害福祉サービスのうち重度訪問介護の対象となる者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とするものとする。こと。(第五条第三項関係)

六 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害福祉サービスのうち、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。こと。(第五条第十五項関係)

修正案

(修正なし)

(修正なし)

(修正なし)

政府案

七 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格要件

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格要件に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとする。 (第三十六条第三項等関係)

八 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、その行う支援を、障害者等の立場に立って行うように努めなければならないものとする。 (第四十二条第一項等関係)

修正案

(修正なし)

一 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。 (第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項関係)

政府案

九 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業、障害者につき、民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業並びに手話通訳等を行う者を養成する事業を加えるものとする。こと。(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、市町村が行う手話通訳等を行う者を養成する事業のうち、広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする。こと。(第七十八条第一項関係)

修正案

二 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えるものとする。こと。(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする。こと。(第七十八条第一項関係)

政府案

十 相談支援の連携体制の整備

基幹相談支援センターを設置する者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならないものとする。 (第七十七条の二第五項関係)

十一 基本指針の見直し

1 基本指針の内容の見直し

基本指針に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えるものとする。 (第八十七条第二項関係)

2 基本指針への障害者をはじめとする国民の意見の反映

厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 (第八十七条第三項関係)

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。 (第八十七条第四項関係)

修正案

三 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを設置する者が連携に努めなければならない関係者に、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者を加えるものとする。 (第七十七条の二第五項関係)

(修正なし)

政府案

十二 障害福祉計画の見直し

1 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるよう努める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項を加えるものとすること。(第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係)

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。(第八十八条第五項関係)

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。(第八十八条の二及び第八十九条の二関係)

修正案

四 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとすること。(第八十八条第二項及び第八十九条第二項関係)

政府案

十三 自立支援協議会の見直し

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めるものとする。 (第八十九条の二第一項関係)

2 構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記すること。 (第八十九条の二第一項関係)

3 協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものとする。 (第八十九条の二第一項関係)

修正案

(修正なし)

五 障害支援区分

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする。 (第四条第四項関係)

政府案

第二 児童福祉法関係

一 障害児の範囲

この法律に規定する「障害児」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を加えるものとする。こと。（第四条第二項関係）

修正案

六 地域移行支援

地域移行支援の対象に、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えるものとする。こと。（第五条第十八項関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

（修正なし）

政府案

二 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格要件

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとする。 (第二十一条の五の十五第二項等関係)

三 指定障害児事業者等の責務

指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、その行う支援を、障害児及びその保護者の立場に立って行うように努めなければならないものとする。 (第二十一条の五の十七第一項等関係)

修正案

(修正なし)

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。 (第二十一条の五の十七第一項、第二十四条の十一第一項及び第二十四条の三十第一項関係)

政府案

第三 身体障害者福祉法関係

一 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする。 (第十二条の三第四項関係)

第四 知的障害者福祉法関係

一 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする。 (第十五条の二第四項関係)

修正案

(修正なし)

第三 知的障害者福祉法関係

(修正なし)

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。 (第十五条の三第一項関係)

政府案

二 後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第二十八条の二関係)

第五 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五(重度訪問介護の対象拡大)及び六(共同生活介護の共同生活援助への一元化)は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

修正案

(修正なし)

第四 本法附則関係

一 施行期日

第一の五(障害支援区分)及び六(地域移行支援)は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十五年四月一日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。(附則第二条関係)

政府案

第六 検討

一 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、障害者総合支援法第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

二 政府は、一の検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

修正案

三 検討

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えること。(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

(修正なし)

(修正なし)

4. その他の障害福祉施策等の動き

(1) 障害者自立支援法等の改正 (平成22年12月3日成立)

○利用者負担の見直し
(平成24年4月1日施行予定)

- ・利用者負担について応能負担を原則に
- ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減

○障害者の範囲の見直し
(公布日施行)

- ・発達障害等が障害者自立支援法の対象となることを明確化

○相談支援の充実
(平成24年4月1日施行予定)

- ・相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- ・支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

○障害児支援の強化
(平成24年4月1日施行)

- ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- ・放課後等のデイサービス・保育所等訪問支援の創設
- ・在園期間の延長措置の見直し(18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し、その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

○地域における自立した生活のための支援の充実
(平成23年10月1日施行)



- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

○その他

- ・目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」の削除(公布日施行)
- ・成年後見制度利用支援事業の地域生活支援事業の必須事業への格上げ(平成24年4月1日施行予定)
- ・児童デイサービス(放課後等のデイサービス)に係る利用年齢の特例(20歳に達するまで利用可)(公布日施行)
- ・事業者の業務管理体制の整備(平成24年4月1日施行予定)
- ・精神科救急医療体制の整備等(平成24年4月1日施行予定)
- ・難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討(公布日施行)

(2) 平成24年度障害保健福祉関係予算（厚生労働省）の概要（抜粋）

障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

1兆2,766億円(1兆1,553億円)

障害があっても当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

また、平成22年12月に公布された障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法について、平成24年4月の施行に適切に対応するとともに、平成23年8月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進する。

○良質な障害福祉サービスの確保【一部新規】 7,434億円(6,342億円)

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

・障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長(平成24年度末) 115億円

○障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置(復旧・復興(復興庁計上)) 16百万円

○地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】(一部重点化) 450億円(445億円)

○障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,057億円(1,991億円)

○障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】(一部重点化)

117億円(108億円)

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

・社会福祉施設整備等の追加財政措置 30億円

○障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.2億円(4.1億円)

○障害程度区分の調査・検証【新規】1億円

○重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業【新規】22億円

(3) 平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定（概要）

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

○ 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等

○ 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定

○ 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

5. 社会保障と税の一体改革の動き

○「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定) * 抜粋

社会保障改革の方向性

I 未来への投資(子ども・子育て支援)の強化

子ども・子育て新システムを創設し、子どもを産み、育てやすい社会を目指す。

II 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化

高度急性期への医療資源集中投入など入院医療強化、地域包括ケアシステムの構築等を図る。どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す。

III 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得の年金受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮を行い、すべての国民が参加できる社会を目指す。

IV 多様な働き方を支える社会保障制度(年金・医療)へ

短時間労働者への社会保険適用拡大や、被用者年金の一元化などにより、出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を構築する。

V 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現

若者をはじめとした雇用対策の強化や、非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善などを図る。誰もが働き、安定した生活を営むことができる環境を整備する。

VI 社会保障制度の安定財源確保

消費税の使い道を、現役世代の医療や子育てにも拡大するとともに、基礎年金国庫負担2分の1の安定財源を確保し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合う。

具体的改革内容

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

(2) 最低保障機能の強化

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

i 低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

ii 障害基礎年金等への加算

老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。

☆ 消費税引上げ年度から実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(参考) <具体的な加算制度案(障害・遺族基礎年金の加算、施行時期)>

○ 老齢基礎年金を満額受給している低所得者について、月額6千円の加算を行うことから、障害基礎年金についても、2級で月額6千円、1級で月額7.5千円の加算を行う。遺族基礎年金も月額6千円の加算を行う。

ただし、20歳前障害基礎年金と同様の所得制限を設け、これが全額支給停止となる所得水準(単身で、収入645万円、所得462万円)を超える者には、加算は行わない。

○ 施行時期は、消費税率が10%となる、平成27年(2015年)10月とする。日本年金機構が市町村から所得に関する情報を得て執行することができるよう、施行までの間に、市町村側の協力を得ながら、準備作業を進める。

(平成24年2月14日「第11回社会保障審議会年金部会」資料より抜粋)

8. 障害者施策

○ 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について検討し、平成24年通常国会に法案を提出する。

また、障害基礎年金への加算(再掲)に加え、障害者の就労を支援し、障害者の所得保障や社会参加の充実を図る。

税制抜本改革の基本的な考え方

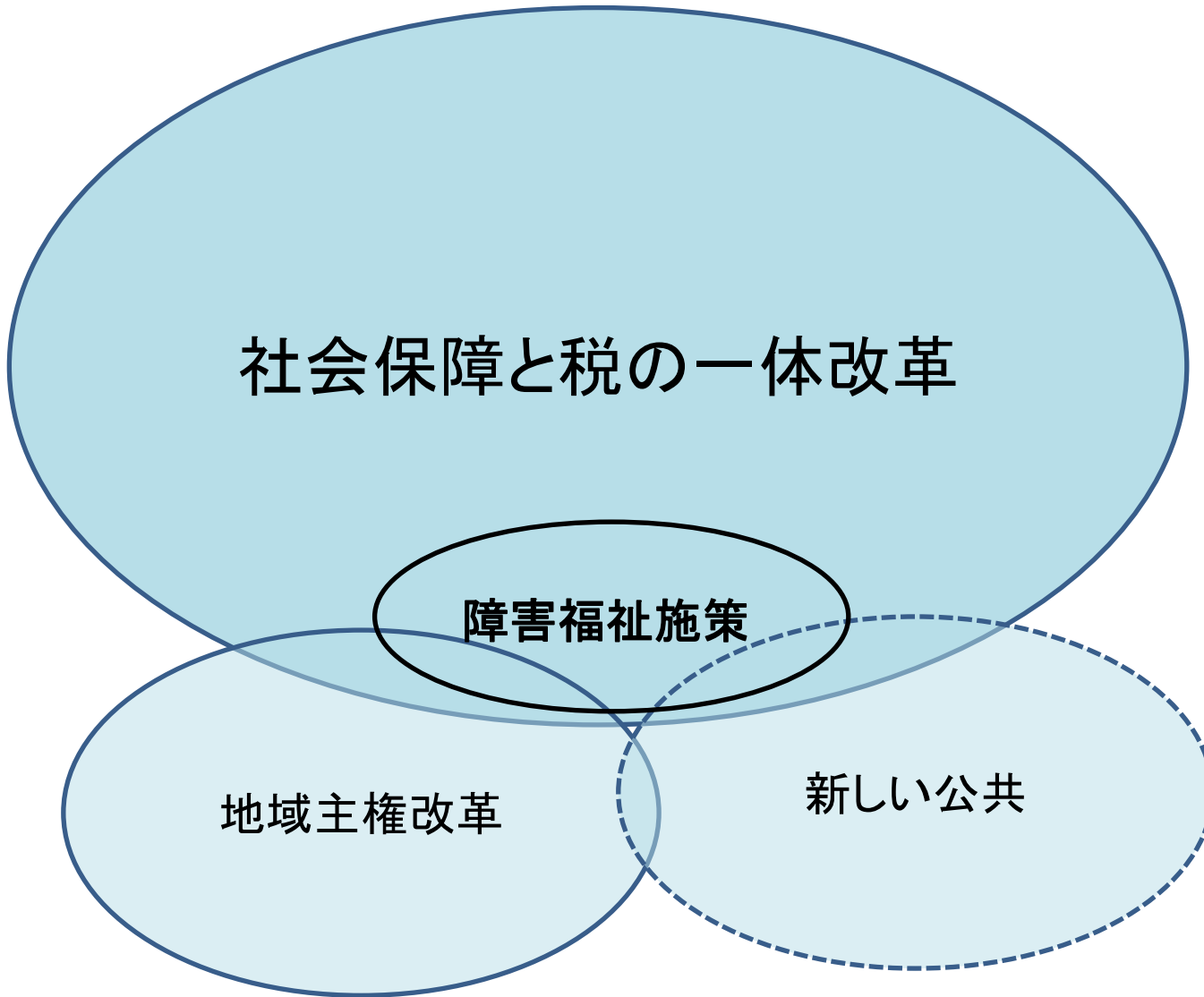
1. 税制抜本改革の必要性

(3) 税制抜本改革の基本的方向性

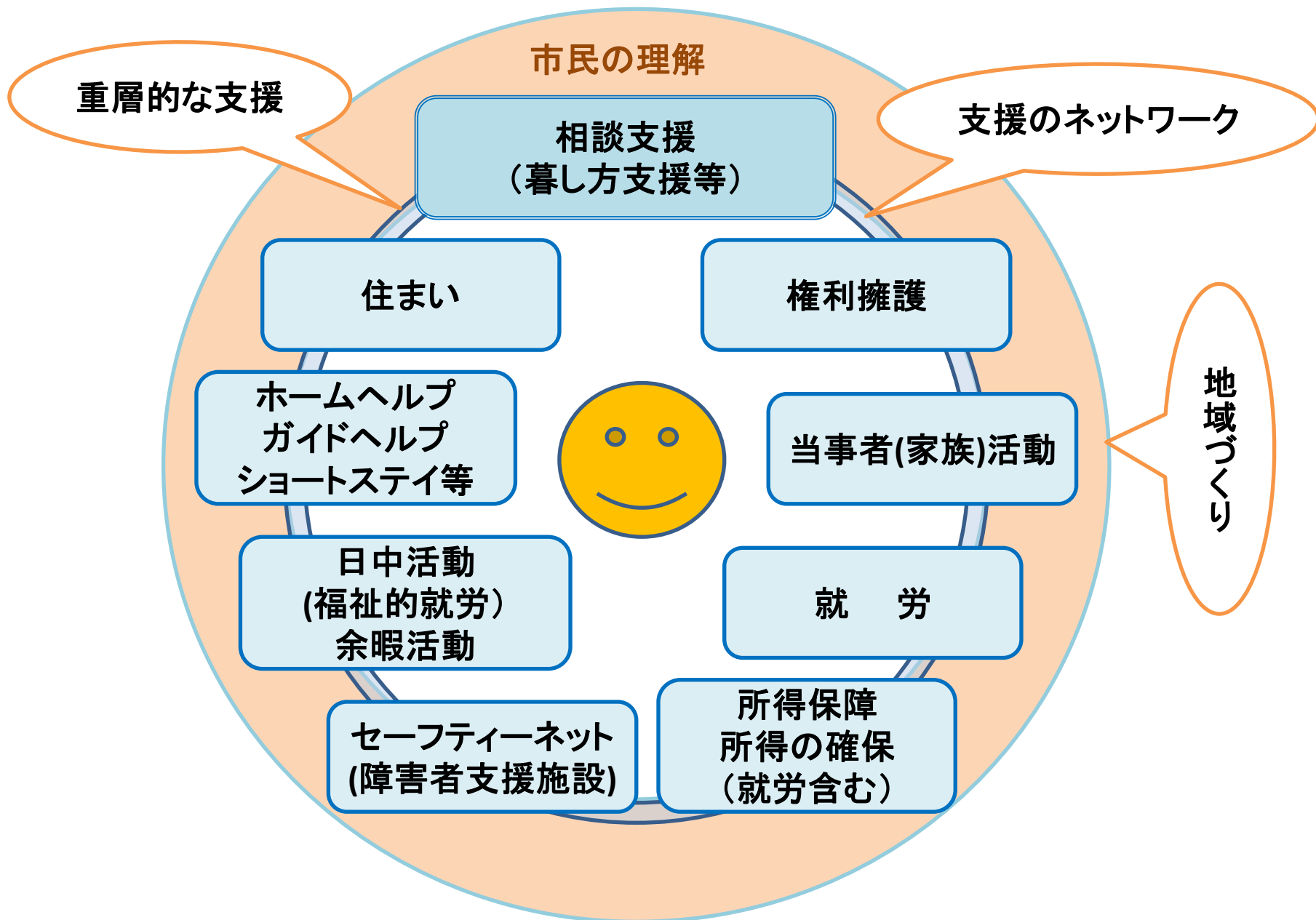
今を生きる世代が享受する社会保障給付について、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行う。その際、国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

また、低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。こうした改革を通じて、「支え合う社会」を回復し、人々に安心と活力を与え、経済を活性化させるという好循環を確立していく。

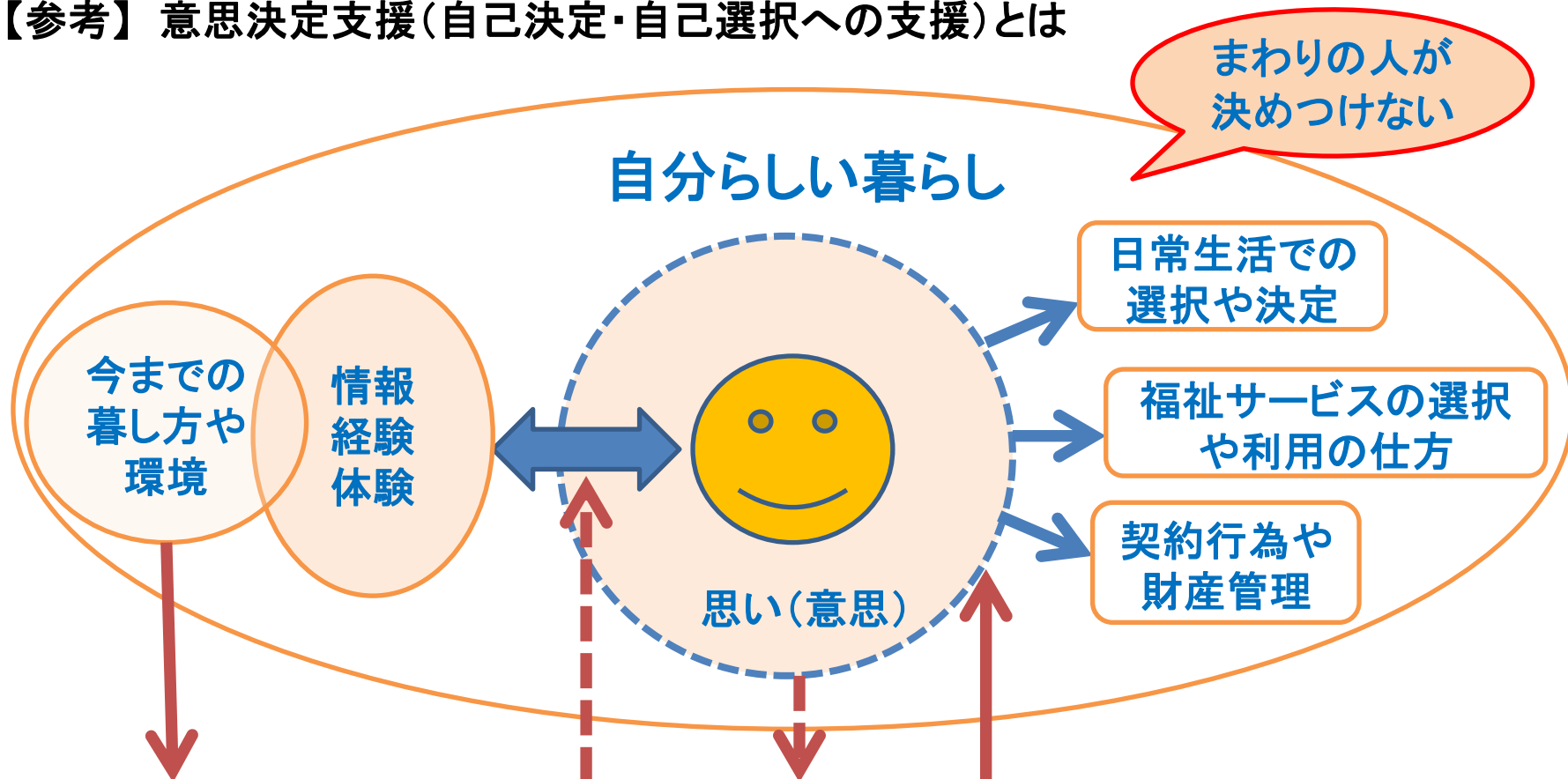
【参考】 現行の各種政策との関係



【参考】 知的障害のある人たちの暮らしを支える条件と基盤



【参考】意思決定支援(自己決定・自己選択への支援)とは



意思決定支援

- 本人の思い(意思)の実現と本人にとって最善の利益という視点
- 自分の意思をうまく表現することが困難な人の意思決定支援
本人と支援者や家族、かつての支援者などが一緒になって、本人の成育歴やそれまでの暮らし方、環境などの情報を踏まえ、本人の意思を決定していく。(共同決定)
- 意思決定支援はハビリテーションやエンパワメントの一環
意思決定支援によって、主体性の形成など成長が期待され、自分らしい暮らしが実現されていく。それはハビリテーションやエンパワメントの一環ともいえる。